滝沢村議会定例会議事録(平成 22 年 3 月 19 日): 委員長報告・審議

△総務常任委員長報告、議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(角掛邦彦君) 日程第 11、議案第 21 号 滝沢村住民投票条例を制定することについてを議題といたします。

本議案は、総務常任委員会に付託しておりましたので、総務常任委員長より審査の結果について報告を求めます。

- ◎総務常任委員長(斉藤健二君) 議長。
- ○議長(角掛邦彦君) 斉藤健二総務常任委員長。
- ◎総務常任委員長(斉藤健二君) 総務常任委員会の審査結果についてご報告いたします。 本委員会に付託されました議案第21号 滝沢村住民投票条例を制定することについては、 平成22年3月8日に第1委員会室において委員全員出席の上、審査いたしました。

本議案の審査に当たり、説明員として担当部署に出席を求め、経営企画部長、経営企画課長及び担当者出席のもと、条例案の説明を受け、委員からの活発な質疑も行われ、慎重に審査いたしました。

審議の過程では、住民投票を行うことができる事項、18歳以上で外国人も認める投票資格者について、署名や投票の具体的な内容、2分の1の成立要件、住民投票審査委員会について、情報の提供のあり方について、また条例を制定することによる効果や期待、課題について広範囲に、かつ多岐にわたり質疑がされ、それぞれ当局から答弁がありました。特にも制定を予定している自治基本条例との関係性についての議論がありました。

討論は反対、賛成それぞれ2名あり、反対討論の主な内容は、1回の投票で約1,100万円もの経費が見込まれ、合併論議も収束しつつある中、現時点で拙速に条例を制定する必要があるのか、住民からもこの条例の制定の必要性を聞くべきではないか、自治基本条例の検討を進める中で同時進行させるべきで、現段階での制定は時期尚早であり、反対するというものでありました。

一方、賛成討論の主な内容は、住民自治を生かして共同で地域づくりを進めるためには 有効である。住民に直接請求権を付与するものであり、直接民主主義として好ましいこと で、住民にも当事者意識が生まれる。さらに、住民参加が進むことになり、条例制定に賛 成するものでありました。

その後、採決を行い、議案第 21 号 滝沢村住民投票条例を制定することについては賛成 多数で可決と決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。平成 22 年 3 月 19 日、総務常任委員長、斉 藤健二。

○議長(角掛邦彦君) これをもって総務常任委員長の報告を終結いたします。 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(角掛邦彦君) 質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許可いたします。

- ◆18番(黒沢明夫君) 議長。
- ○議長(角掛邦彦君) 18番黒沢明夫君。
- ◆18番(黒沢明夫君) 私は、しののめ会を代表して議案第21号 滝沢村住民投票条例を 制定することについてに反対の立場で討論をいたします。

まず、条例第2条の村政にかかわる重要な事項の主たる事項は、合併のことと想定してのことだと考えるものですが、平成19年と21年に実施された滝沢地域社会アンケート調査において、6割以上が合併反対の意思を表明しており、その他の項目も含め、当面本村には投票条例を適用する事項がない状況にあるものと考えます。

また、この条例は6名の住民、有識者による検討委員会により検討されたということで ありますが、住民は2名のみでありました。第4条の2において議会も請求ができ、同じ く第4条の3において村長も発議することができることになっているわけですが、第1条 の目的に定めているように、主体は文字どおり住民であります。その主体である住民に条 例案を公表して意見を募集するとか、住民説明会をしたとかは聞こえてこないところであ ります。ホームページにおいて村長のお気軽トークや村政懇談会の内容が公表されている わけでありますが、その中においても一言たりとも投票条例のことが出てきておりません。 また、村政提言等要望も公開しているわけですが、そこにもまた同じく投票条例のことが 出てきておりません。住民間で話題にも、議論もほとんどなされず、いわばトップダウン で制定するということは、適切な手続と言えるのでしょうか。十分な住民参加もなされず、 仮に形式的に制定されたとしても、有効に機能するとも思えません。重要な事項のない状 況の今、まずは条例制定を急ぐより、村長においては引き続き実施するというお気軽トー クや村政懇談会において、そのことで住民と意見を交わしていただき、議会においても来 年度より地域に出て議会報告会を開催する予定でありますので、その中において意見を交 わしながら、さらには当局においては第5次総合計画後期基本計画の中で自治基本条例の 制定に取り組むということでありますから、その中に盛り込むのかどうかも含め、十分な 住民参加を積み重ねて、その上で結論を出しても遅くはないのではないかと考えるもので あります。

よって、今定例会で住民投票条例を制定するのは時期尚早だと考えるものであり、反対を表明いたします。議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願いする次第であります。

- ○議長(角掛邦彦君) 次に、原案賛成の方の発言を許可いたします。
- ◆ 9 番 (高橋盛佳君) 議長。
- ○議長(角掛邦彦君) 9番高橋盛佳君。
- ◆ 9番(高橋盛佳君) 私は、新志会を代表して、議案第 21 号 滝沢村住民投票条例を制

定することについて賛成の立場から討論いたします。

本条例制定の目的は、村政にかかわる重要な事項について、直接に住民の意思を確認し、村政に反映させ、住民の村政への参加を促進することにあります。これまで村民が村政に参加できる最良の手段は、村長や議員という人を選ぶことでありましたが、今般の投票条例は選挙に加えて村政にかかわる重要なことについても住民の意思を直接村政に反映できる権利を制度的に保障するものであり、まさに地域主権時代の住民自治に不可欠な条例と言えます。同時に、合併問題など、当面遠のいたとはいえ、現在及び将来にわたって住民の生活に重大な影響を与える事項や村政にかかわる重要な事項であって、住民の意思を確認する必要があることが生じる場合を想定してあらかじめ常設型の住民投票条例を設けておくことは、今や住民に開かれた自治体の普通装備となってきております。内容を見ても、投票権を18歳以上の男女、村内に居住する外国人にまで拡大する、そして住民発議の要件も投票資格者総数の6分の1となっていて、これまで以上に住民の自治意識を高め、住民に開かれた住民参加による村政を目指すことがうたわれており、新しい滝沢村に向けて歴史的な一歩を踏み出すものであります。

加えて、今回の村長方針において、住民投票条例の先に(仮称)滝沢村自治基本条例制定による村民の積極的な村政参加を促すことを鮮明にされました。

さらに、本議会も昨年以来積極的に住民との各種懇談会を行うなど、住民に開かれた議会を目指し、議会活性化に取り組んでいることに思いをいたすならば、住民投票条例の制定はむしろ遅きに失した感さえあるだけに、いわんや時期尚早などとブレーキをかけるのはまことに理解できないことであります。

近い将来滝沢村自治基本条例が住民投票によって信託された滝沢村の憲法となるために も、本条例が議員諸君の圧倒的なご賛同をもって採択されますよう心に訴えて、私の賛成 討論を終わります。平成22年3月19日、新志会、高橋盛佳。

○議長(角掛邦彦君) 次に、原案反対の方の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(角掛邦彦君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 21 号 滝沢村住民投票条例を制定することについてを採決いたします。 本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は賛成ボタンを押してください。 押し忘れはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(角掛邦彦君) なしと認め、確定いたします。 賛成多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。